

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

タレント・モデル契約のトラブルに注意しましょう

【事例1】

SNSに女優になりたいと書きこんだところ、芸能関係の仕事をしているという人からメールが来て、芸能事務所を紹介されて契約した。仕事をするために演技のレッスンを勧められ、30万円以上の契約を結んだ。3か月レッスンを受けければ仕事ができると説明されていたが、いまだに仕事がない。ほかの受講者もほとんど仕事を紹介されていない。だまされたと思い、解約を申し出ると事務手数料8万円を請求された。

【事例2】

インターネットで芸能事務所のオーディション募集を見て応募した。面接を受けて登録したが、俳優としての登録費、2週間後に再登録費、モデルとしての登録費とそれぞれ約13万円を支払った。契約書類はなく、SNSでやり取りしている。ボイスドラマに2つ出演したが、だんだんと不審に感じるようになった。

10代、20代の若者を中心にタレント・モデル契約の様々なトラブルが発生しています。従来からの街中でのスカウトだけでなく、インターネットで検索したオーディションに申し込んだり、SNSでタレント事務所の募集広告を見て連絡をとったことをきっかけにトラブルに遭うケースもみられます。

中には、芸能事務所とタレント契約を結んだ女性が、事務所からアダルトビデオへの出演を強要されるなどの事例も見られます。十分に注意してください。

【消費者へのアドバイス】

- ① 契約をする際には、どのような活動をするのか、費用は掛かるのかといった内容を十分に確認しましょう。
- ② 業者はタレントやモデルに憧れる気持ちに付け込むように甘い言葉をかけてきますが、金銭の負担を求められる場合は特に注意が必要です。その場での契約は避け、家族に相談するなどして冷静に判断しましょう。
- ③ 状況によってはクーリング・オフ等ができる場合もあります。被害に遭ったら、1人で悩まずに消費生活センターに相談してください。また、アダルト関連の出演を強要されたような場合は警察にも相談しましょう。

消費生活センターへは全国共通の電話番号である188番へなければつながります。

「188（いやや）！ 泣き寝入り！」と覚えてください。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）